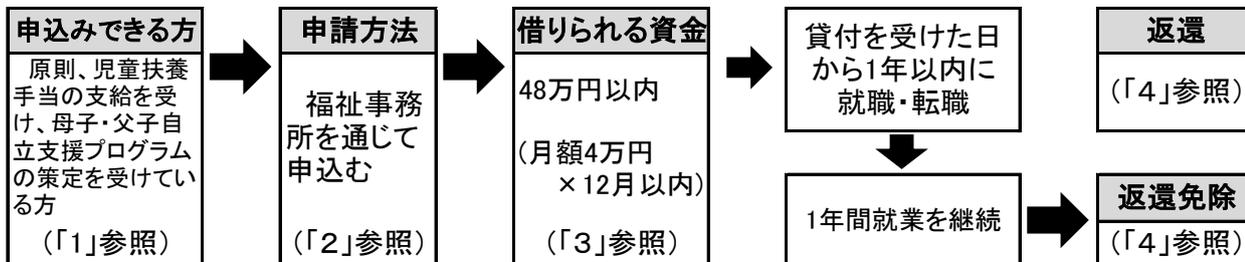


ひとり親家庭の親を対象にした

住宅支援資金貸付のご案内

— 貸付後に就労・転職等して1年間就業を継続すると、貸付金の返還が免除されます。—



原則、児童扶養手当の支給を受けており、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方の家賃支援として貸し付ける制度です。

貸付を受けた日から1年以内に就職、転職等して1年間就業を継続した場合、**返還が免除**されます。

1 貸付けの対象となる方

ひとり親家庭の親であって、次の要件を満たす方。

- ① 原則、児童扶養手当の支給を受けている方。
- ② 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方。
- ③ 和歌山県内にお住まいの方。
- ④ 住宅支援資金の貸付を受けた日から1年以内に次のとおり就職又は転職しようとする方。
 - ア 現に就業していない方の場合、就職
 - イ 現に就業している方の場合、プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職

2 借入申込手続き

お住まいの管轄の福祉事務所を通じて申し込んでください。

<募集期間> 令和6年6月3日(月)～ 令和7年3月31日(月)

※ 申込多数の場合、期限より早く募集を終了する場合があります。

※ 書類不備の場合は受理できません。

3 貸付限度額と利子

(1) 貸付限度額 480,000円以内 ・貸付限度額は家賃の実費額(上限月額40,000円)
・12か月以内

(2) 貸付利子 無利子

※ なお、支払いが返還計画より遅れると延滞利子(年3%)がかかります。

4 返還免除等

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

- ① 現に就業していない方は、貸付を受けた日から1年以内に就職し、1年間就業を継続
- ② 現に就業している方は、貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間就業を継続

※ 貸付終了後、1年が経過しても就業・転職等しない場合や1年間就業を継続しない場合などは返還免除になりません。

※ 従事期間が1年に満たない場合でも、返還が免除される場合があります。

(2) 次の場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

上記4の(1)の要件に該当せず、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 貸付終了後1年が経過したとき
- ③ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により対象業務に従事できなくなったとき(返還を猶予もしくは免除できる場合があります。)

5 その他、条件等

借入申込みにあたり、連帯保証人の条件は以下となります。連帯保証人はなしでも借入申込みできます。

- ・ 借入申込者の就職及び就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 借入申込者と同一世帯の者でないこと
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、お住まいの管轄の福祉事務所に提出してください。

申込者	1	借入申込書(様式1-2)
	2	同意書(様式2-2)
	3	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	4	児童扶養手当受給者証の写し 〔児童扶養手当を受給していない場合〕 ①借入申込者の所得証明又は課税証明(扶養親族等の数分かるもの) ②生計同一の扶養義務者の中で最も所得が高い方の所得証明又は課税証明(扶養親族等の数分かるもの)
	5	母子・父子自立支援プログラムの写し
	6	入居している住宅の家賃の実費等が分かる書類(賃貸借契約書の写し等)
	7	(現在就業されている方のみ)給与明細等現在の給与額等を確認できる書類
	8	(住居確保給付金を受給している方のみ)住居確保給付金支給決定通知書の写し
連帯保証人	9	同意書(様式2-2)
	10	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	11	所得証明書 ※源泉徴収票不可

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 書類提出先

お住まいの管轄の福祉事務所

(当該福祉事務所を通じて、和歌山県社会福祉協議会に書類を送付します。)

◆ 問合せ・申込み先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 地域福祉部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階